

# 第 3 期弘前市子ども・子育て支援事業 計画の策定スケジュール及び 利用希望把握調査について

令和 5 年度第 2 回弘前市子ども・子育て会議  
(令和 6 年 2 月 7 日)

# 1 第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画策定

## 【概要】

子ども・子育て支援法第61条第1項において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備や業務の円滑な実施が計画的に行われるよう、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされており、現行計画が令和6年度で終期を迎えることから、令和7年度を始期とする「第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 【策定方法】

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を分析し、また保護者の利用希望を把握するために「利用希望把握調査」を実施し、それらの内容を踏まえて策定することとなります。

なお、利用希望把握調査の実施に当たっては、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」を基に行われます。

## 2 利用希望把握調査の概要

### (1) 業務名

令和5年度 第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画策定に係る利用希望把握調査等業務

### (2) 業務内容

子ども・子育て支援法に基づく弘前市子ども・子育て支援事業計画を策定するための利用希望把握調査に係る提案・助言、調査の実施、集計・分析、量の見込みの算出等を行う。

### (3) 調査対象者

①就学前児童の保護者 2, 500世帯

②小学生の保護者 2, 500世帯

### (4) 調査方法

調査対象者に回答入力用の二次元コード等を掲載した依頼状を送付し、回答者はパソコン・スマートフォン等から指定されたページにアクセスして回答内容を入力する方法とする。

### (5) 調査内容

国が示している「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、調査票を作成する。

### (6) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年9月30日（月）まで

### (7) 業務に要する費用（事業費限度額）

4, 554, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

# 利用希望把握調査実施の関係法令

〈子ども・子育て支援法第61条〉

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

〈子ども・子育て支援法に基づく基本指針3〉

(二) 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和5年度	1月	2月	3月
スケジュール	プロポーザルにより事業者選定		契約締結
会議での審議事項		スケジュール（案）	

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
スケジュール	調査項目検討・調査票作成	調査依頼状発送		調査票集計		調査結果報告書完成
会議での審議事項				中間報告		

令和6年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月
スケジュール	計画書素案作成			パブリックコメント		計画完成公表
会議での審議事項		委員改選 計画案審議			最終案	